

■報告第3号 専決処分の報告について（土讃線窪川駅東西自由通路新設工事施工委託協定の一部を変更する協定の締結について）

【要旨】

平成25年3月13日に協定締結議案の議決を受けた「土讃線窪川駅東西自由通路新設工事」に係る工事施工委託協定について、下記のとおり、協定の一部を変更する協定を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月17日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事施工委託の変更協定締結内容】

協 定 工 事 名	土讃線窪川駅東西自由通路新設工事
工 事 場 所	四万十町 琴平町・榑山町 地内
協 定 金 額	114,560,000円（内消費税5,368,000円）
変更協定金額	114,059,101円（内消費税5,345,105円）
増 減 額	△500,899円（内消費税 △22,895円）
契約の相手方	香川県高松市浜ノ町8番33号 四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 泉 雅文

【主な変更内訳】

変 更 内 容	変更理由
仮 設 工 事 等	- 作業員が軌道敷内に侵入するための仮設踏切を設置する予定であったが、駅構内の列車運用を調整し仮設通路の設置にとどめた。 - 重量のかかるベント基礎、クレーン設置位置の地盤を確認するため、ボーリング調査を実施。 - ボーリング調査結果により地盤改良を実施。 - 地盤改良によりベント構造、クレーン足場構造を縮小。